

## クリュニー修道会の制度化とその解体

関 口 武 彦

(教育学部 歴史学研究室)

『旧教会法典』(一九一七年)第四百八十八条は、修道会を次のように定義している。修道会とは、教会の合法的権威者によって認可され、会員が固有の会則に従い、公式誓願を立てて、福音的勸告(清貧・貞潔・従順)の実践によって完徳に達することを目的とする会である、と。同条項はさらに修道会を盛式誓願と単式誓願の修道会に分け、盛式誓願修道会をオルドー(Ordo)と呼んでいる。『新教会法典』(一九八三年)の修道会の定義(第六百七条)は『旧教会法典』のそれを受け継いでいるが、はるかに簡潔である。兄弟的な共同生活を営む団体としての性格が強調され、盛式修道会と単式修道会(Congregatio)の区別はなくなり、オルドーなる呼称もここでは放棄されている。修道会は歴史的に様々な形態をとり、その名称は一義的に規定しうるものではないのである。

クリュニー修道会も歴史的に進化しており、その名称は常に同一だったわけではない。クリュニー宛に発給された教皇の勅書や書簡の中

で使用された用語の歴史をたどるとき、この点はおのずと明らかになる<sup>①</sup>。十一世紀半ばに“Cluniacensis Ecclesia”なる表示がはじめて登場する。十二世紀になるとその使用頻度が増え、十二世紀後半には一般的な用語になる。これと並行して十一世紀後半から十二世紀前半まで“Congregatio Cluniacensis”がしばしば用いられ、十一世紀末には“Cluniacensis Coenobii membra”も使われている。十二世紀前半のインノケンティウス二世期には“Cluniacense Collegium”が現れる。つまり修道会を表示する定まった用語はまだない。他方オルドーについてみると、すでにJ・ウールリエ、J・ヴォラッシュが指摘したように<sup>②</sup>、これは元来、修道生活や紀律を表示した言葉であり、“Cluniacensis Ordo”はクリュニー的生活流儀の意味であった。教皇の勅令集でも十二世紀末にこの意味で用いられている。「修道生活《ordo monasticus》がクリュニー修道士の掟則に従って、将来も破られることなく遵守されるように<sup>③</sup>」がそれである。だがインノケンティウス三世期になると、

上述の意味のほかに「クリュニー修道士の修院長及び役僧は、クリュニー修道会の掟則に反して《contra institutionem Cluniacensis ordinis》教会財産を不法に分与してはならぬ」とか、「汝の修道会士」《Monachus in Ordinis》<sup>5</sup>といった用法が現れる。そして十三世紀以後、オルドーは修道会を表す用語として一般的に使用されるようになるのである。

クリュニー教団（修道会）《Cluniacensis Ecclesia》への言及はレオ九世が発給した勅書（一〇四九年）に見出だされるが、これは第五代修道院長オディロンの死去（一〇四八・一二・三一）の直後にあたる。我々はクリュニー修道会の確立をオディロン在位期（九九四―一〇四八）後半におくことができよう。<sup>6</sup> ヨハネス十九世は「（クリュニー修道士が）何処に居ようとも」《ubique posit》彼らにたいして司教懲戒権からの免属を保障し（一〇二四年）、教団としての合法性と自律性を承認した。さらに煉獄の魂のために代禱に専念する祈禱者集団の地位が確立するのは、万霊節の設定が示すように、一〇三〇年頃であり、ファルフア修道院のための『慣習規定書』（*Liber tramis*）が作成されたのも一〇三〇年代であった。浄罪界で苦悩する教皇を救出した威徳ある修道院長が実に半世紀以上にわたってクリュニーを統治したことが、修道会の統合性と求心力を著しく高めたことは言うまでもなからう。<sup>8</sup> オディロンは支院を頻繁に巡察し、支院の修道士を祝福し、支院長を自ら任命した。死去した修道士はその名を周年記念禱名簿（ネ

クロロギウム）に記載されてクリュニー修道士の永続的な執り成しに気づかされたことも、クリュニー会士の帰属意識と連帯感情を強化したといつてよい。クリュニー修道会の特質は、それがなによりも修道院長を結節点とする人格的かつ精神的な結合組織だったことにあり、これが高度の発展をとげた十一世紀（オディロン・ユークの院長期）こそは、クリュニー修道会の最盛期であったといえよう。

十一世紀末から十二世紀にかけて修道会の制度・組織はさらなる発展をとげる。パスカリス二世の勅書は、すべての小修道院と分院《prioratus et cellae》が将来、大修道院《abbatia》に昇格することを禁止した。<sup>9</sup> しかし有力な小修道院は幾つかの支院を傘下に収めて、従属院の地方センターへと成長をとげている。<sup>10</sup> 十二世紀には、修道会の集権化と分権化が並行して進むのである。修道会総会の開催、修道会管区の設置、巡察使の任命、そして判事団（*diffinitorium*）の創設は、十二、十三世紀にみられる。しかしこれは、すでにウールリエが述べているように、「修道会の創設ではなくて、その組織の進化」<sup>11</sup> にすぎない。クリュニー修道会の制度・組織が整備される十三世紀はクリュニー修道会の衰退期にあたっており、クリュニー修道制はすでにその歴史的使命を果しておえていたといつてよい。<sup>12</sup> 第三クリュニーに代表される巨大な建築物は、その基盤をなす共同体が最盛期をすぎた後に完成するのと同じである。クリュニー修道会の制度化に功績のあった人物

は、のちに見るようにユーグ五世（在位一一九九—一二〇七）であった。だがユーグ自身も修道会の黄金時代がすでに過ぎ去ったことは十分に知っていた。改革規則の序文において彼は次のように述べているからである。「かつて我々は金の輝きに似ていたのみか金そのものでもあり、我々はこれを喜んだ。ところが今では悲しみをもって言うのである<sup>(1)</sup>、我々はもはや金でないばかりか、金の最上の光沢すらも失ったのである<sup>(2)</sup>」。本稿の目的は、十三世紀以降におけるクリュニー修道会の制度化とその解体過程を展望することにある<sup>(3)</sup>。

省略記号表

- BC M. Marier(ed.), *Bibliotheca Cluniacensis*. Mâcon 1915(Paris 1614).  
 BOC P. Simon(ed.), *Bullarium Sacri Ordinis Cluniacensis*. Lyon 1680.  
 C A. Bernard et A. Bruel(ed.), *Recueil des chartes de l'abbaye de Cluny*. 6 vols. Paris 1876-1903.  
 CIC A. Friedberg(Hg.), *Corpus Iuris Canonici*. Graz 1959(Leipzig 1879).  
 COD J. Alberigo, J. A. Dossetti, P. P. Joannou, C. Leonardi, P. Prodi(ed.), *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*. Bologna 1973(1962).  
 SCV G. Charvin(éd.), *Statuts, Chapitres Généraux et Visites de l'Ordre de Cluny*. Tome I -IX, Paris 1965-79.

- (1) BOC, 1-104.  
 (2) J. Hourlier, "Cluny et la notion d'ordre religieux", dans : *A Cluny. Congrès scientifique: Fêtes et cérémonies liturgiques en l'honneur des saints Abbés Odon et Odilon, 9-11 juillet 1949*. Travaux du Congrès publiés par la Société des Amis de Cluny, Dijon 1950, 219-26.; J. Wollasch, *Mönchtum des Mittelalters zwischen Kirche und Welt*. München 1973, 149-58.; id., *Cluny. Licht der Welt: Aufstieg und Niedergang der klösterlichen Gemeinschaft*. Zürich 1996, 146.  
 (3) 'ut ordo Monasticus ibi secundum institutionem Cluniacensem semper futuris temporibus invariabiliter observetur.': BOC, 89(Clemens III, a° 1188). cf. BOC, 95(Celestinus III, a° 1191), 97(Innocentius III, a° 1203).  
 (4) 'Priores et Obedientiarum Cluniacensium fratrum... possessiones Ecclesiarum suarum contra institutionem Cluniacensis ordinis illicite distrahant.': BOC, 100(Innocentius III a° 1204).  
 (5) BOC, 103(Innocentius III a° 1214).  
 (6) 関口武彦「クリュニーと免属特権」『山形大学紀要・人文科学』第十三巻第二号（一九九五年）二二七—四九頁。  
 (7) 同「万霊節の設定とその歴史的意義」『歴史学研究』第六六八号（一九九五年）一六一—三二頁。  
 (8) 同「クリュニー改革運動」『中世史講座 八・中世の宗教と学問』学生社

(一九九三年)二九四―三〇八頁。

- (9) *BOC*, 32(a° 1100). *prioratus* は大修道院 (*abbatia*) にたいしては小修道院であるが、小修道院の訳語は必ずしもつねに正確であるとはいえない。大修道院よりもはるかに多くの修道士を抱えていた *prioratus* が少なくなくなったからである(例えばクリュニーの五娘院など)。母子関係を重視するならば、むしろ支院(子院)の訳語をあてる方がよい場合もある。 *prior* はその上長であり、小修道院長、修院長、支院長、副院長の訳語をあてることが可能である。私自身は、これらの訳語を文脈に応じてかなり自由に使いつけていることをあらかじめ断っておきたい。クリュニー本院には *prior* は二人いた。 *prior major* は院長代行 (*vice domini abbat*) であり、 *prior claustralis* は、修道院の風紀を監視する役を担った副院長 (*prior secundus*) である。 cf. G. de Valous, *Le monachisme clunisien des origines au XV<sup>e</sup> siècle*. Tome I, Paris 1970(1935) 114-22.
- (10) D.W.Poeck, "Abbild oder Verband: Cluny und seine Klöster", in: G. Constable, G. Melville, J. Oberste(Hrsg.), *Die Cluniazenser in ihrem politisch-sozialen Umfeld*. Münster 1998, 93-120. なおヘックの最新の著書に次のものがある。 D.W.Poeck, *Cluniacensis Ecclesia. Der cluniacensische Klosterverband (10.-12. Jahrhundert)*. München 1998.
- (11) J.Hourlier, *op.cit.*:225.
- (12) 関口武彦「クリュニー修道制とその展開」『史学雑誌』第八十五編第八号
- (13) "non tantum splendorem initemur auri, sed etiam vere aurum esse gaudemus. Nunc autem quod lugubres dicimus, non tantum aurum esse desinimus, sed insuper auri mutatus est color optimus.": *SCV*, I, 41(a° 1200).
- (14) 十三世紀のクリュニー修道制に関するメルヴェールの研究 G.Melville, "Cluny après《Cluny》. Le treizième siècle: un champ de recherches", *Franca* 17(1990) 91-124. に触発されて、これまで立ち遅れていた中世後期の修道制研究が活況を呈しつつある。たとえば論集「専門書として以下のものがある。 G.Melville(Hrsg.), *De ordine vitae. Zu Normvorstellungen, Organisationsformen und Schriftgebrauch im mittelalterlichen Ordenswesen*. Münster 1996.; J.Oberste, *Visitation und Ordensorganisation. Formen sozialer Normierung, Kontrolle und Kommunikation bei Cisterziensern, Prämonstratensern und Cluniazensern (12.-frühes 14.Jahrhundert)*. Münster 1996; Th.Füser, *Mönche im Konflikt. Zum Spannungsfeld von Norm, Devianz und Sanktion bei den Cisterziensern und Cluniazensern (12. bis frühes 14. Jahrhundert)*. Münster 2000.; D.Riche, *L'Ordre de Cluny à la fin du Moyen Âge.《Le Vieux Pays Clunisien》XII<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles*. Saint-Étienne 2000.; D.Méhu, *Paix et communautés autour de l'abbaye de Cluny(X<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècle)*, Lyon 2001.

## 一 クリュニー修道会の制度化とその反動

修道院長が制定した規則 (Statutum) はオデイロン期に遡る。万靈節の設定に関する布告がそれである。ユーク一世、ポンスも制定規則を公布したが、これらはいずれも周年記念禱と貧者給養に関するものであった<sup>1)</sup>。第九代修道院長ピエールは七十六条からなる改革規則を制定した (一一四六―四七年)。その三分の一は典礼に関係しており、ピエールの改革がなによりも典礼改革であったことを示している<sup>2)</sup>。修道会の制度・組織改革に取組んだ最初の修道院長はユーク五世であり、彼は二度にわたって改革規則を制定した<sup>3)</sup>。修道会の組織化に強い関心を寄せていたインノケンティウス三世の要請を受けての改革であったことが、その序文において明らかにされている<sup>4)</sup>。

プランタジネット家の出身で、レディング修道院長を歴任したユーグは、即位の翌年に六十二条からなる改革規則を制定した (一一二〇・一〇・二九)。これは以後の制度・組織改革のモデルになったものであり、歴史上重要な位置を占めている<sup>5)</sup>。一一三二年の最初の総会以来稀にしか開催されなかった修道会総会が年一回の定例集会として位置づけられ、四旬節第二主日がその開会日と決った。(第五十八、五十九条)。各管区 (provincia) には、一、二名の管区長 (canerarius) が任命され、彼は総会決議を実施し、管区内修道院を巡察して修道生活・

財政状態を調査し、次回総会までに報告書を提出する義務を負った (第五十六条)。クリュニー本院もまた査察 (inquisitio) を受けた。年一回、聖ペトロ・聖パウロの祝日の八日間に、大修道院長、小修道院長各二名から構成される四名の査察団が本院の物的・精神的状態について調査することになった (第一条)。総会で指名された判事 (diffiniores) は、クリュニー院長による修院長解任が正当な理由によるものかどうかを判断しなければならない (第四十条)。全般的にクリュニー院長の権限の縮小と合議制への傾向が顕著である。修道院の財政、修道士のモラルへの配慮は随所にみられる。たとえば修道院長が旅行する際の同行馬の頭数をクリュニー院長は十六頭、ラ・シャリテ・スュル・ロワール院長は八〜九頭、サン・マルタン・デ・シャン院長は六〜七頭、規模の大きい従属院の院長は三〜四頭、その他の院長は二頭に制限した。頭数の増加は虚栄心を生みだすのみか訪問先の修道院にとって経済的な負担になるからである (domus gravantur et vanitas enutritur) (第四十四条)。向こう三年間修練士の採用をとり止めたのは (第八条)、修道士数が修道院の扶養能力の限界を越えていると判断されたからである。奉獻児童の受入れは禁止され、入院は原則として二十才以上の者に限られた (第六条)。「禱務に適し、修道士の負担にならない者や修道院に有用な者だけを修道士として受入れねばならぬ」 (第四条)。修道院で死を迎えるための「救済の一助としての回心」 (ad succurrendum) 。

は女性にたいしても認められている（第九条）。また「貴族や有用な人物、農業労働に適しかつ必要な助修士」も特別にその入院が認められるべきである（第五条）。修道院に入るときに「金銭や闇取引」《pecunia vel pactio》が介在してはならないが、「志願者が自発的に何かを提供するということであれば、彼の真心が拒否される理由はない」（第三条）。

ユーグ五世は五年後に、全文二十七条の補充規則（一二〇五—一〇六）を制定した。その第一条はクリュニー修道院長の責務について論じている。彼の第一の務めは「善き司牧者」《bonus pastor》たることにあり、彼は食堂、寢室において修道士と共同生活に与るように努めるべきである。クリュニー修道院長は内外の問題の処理にあたっては「十二名の聡明な修道士」《duodecim sapientes fratres》からなる助言者グループの意見に耳をかさなくてはならない。修練士の受入れ禁止は向こう五年間に延長された（第三条）。また外国管区（イギリス、スペイン、ロンバルディア）の修院長には隔年の総会出席が認められた（第二十六条）。定例の母院査察のために「四名の分別ある適格な人物」《quatuor discrete et idonee persone》の選出が規定されたが（第二条）、注目すべきは「修道会総会で任命された我々判事一同がこれを制定する」と同条が述べていることだ。ここにもまた合議制への傾向を看取できよう。

インノケンティウス三世が召集した第四ラテラノ公会議は、修道会の歴史上刮目すべきカノン<sup>②</sup>を制定した。第十二条は、各王国ないし州において三年毎に修道会総会が開催されるべきことを規定している。総会には四名のシトー会士が「適切な助言と援助」《consilium et auxilium opportunum》を与えるために出席しなくてはならず、総会決議は彼らの賛同《approbatio》を得て効力をもつとされた。さらに総会は巡察使《visitatores》を任命しなくてはならない。彼が派遣先の修道院長の解任を望ましいと判断したときには、当該院長を教区司教に告発できるが、司教が解任に同意しない場合には、使徒座に上訴する権利が巡察使に認められた<sup>③</sup>。第十三条では、あらたな修道会の設立が禁止された。たとい新設が認められても、当修道会はすでに認可されている修道会の「戒律と掟則」《regula et institutio》を受取らなくてはならない<sup>④</sup>。修道会にたいする教皇権の積極的な干渉が始まるのは当公会議からである。

インノケンティウス三世の念頭には修道会のモデルとしてシトー会があったことは明らかであり、この点は以後の教皇にも受継がれた。しかしながらユーグ五世の改革規則や第四ラテラノ公会議のカノンによって、クリュニー修道会の運営が立ち所に改善されたとは思われない。従属院長の定例総会出席は相変らず低調であり、グレゴリウス九世はシトー会の修道院長に、サンズ、ボルドー、ブルジュ各管区所属

のクリュニー院長の総会出席を促すように協力を呼びかけている（一二二九年<sup>12</sup>）。ついで同教皇は一二三二年七月に、クリュニー修道会に改革教令を交付した。しかし本勅書はシトー会士に大きな権限を委ねたためにクリュニー会士の反発が強く、結局教皇はこれを撤回して、一年半後に改めて改革教令を交付した（一二三三・一<sup>13</sup>）。クリュニーは今や教会にとって一つの躰<sup>14</sup>《scandalum》であり、その「歪んだ紀律を改革し、崩壊をくいとめることを願って」改革教令を制定すると教皇は述べている。グレゴリウス九世もまた修道会運営の根本としてシトー会を考えていた。教令中には「シトー会の慣習に倣<sup>15</sup>つて」《iuxta Cisterciensem consuetudinem》「シトー会の流儀で」《more Cisterciensis Ordinis》「シトー会の慣習に従って」《secundum Cisterciensis Ordinis consuetudinem》といった表現が繰返し現れる。クリュニー会士のプライドに配慮して、彼らとは直接競合関係にないカルトジオ会の三名の修院長《tres priores Cartusiensis Ordinis》が修道会総会に顧問として出席することが認められた。個々の規定の多くはユーグ五世の改革規則から借用されており、改革勅書によってユーグの制定規則の大部分が追認されたといつてよい。注目すべきは、母院を査察する四名の巡察使に院長の解任請求権が認められたことだ。院長が辞任を拒否したときには、判事は当件を聖座に上訴することができた。管区の巡察権は管区長から取上げられて新設の巡察使に委ね

られた。毎年総会で選出される巡察使は各管区に二名ずつ派遣され、次回総会までに報告書の提出を義務づけられている。他方、判事の地位は一段とその重要性を増した。クリュニー修道院長が解決できない修道会内の訴訟は、総会において判事の審理と裁定に委ねられ、判事団は修道会の最高司法機関になったのである。我々に伝えられている最古の巡察報告は一二三四年に遡る。クリュニー院長宛に総会欠席届が送付されるようになるのもこの頃からである。我々はこのグレゴリウス九世の改革教令の影響を認めることができよう。

修道会の運営が軌道に乗ると思われた矢先に、ギヨーム・ド・ボントワーズ（在位一二四四―五七）がクリュニー修道院長に就任した。フィリップ・オーギュストの孫であり、現国王ルイ九世の従兄弟にあたるギヨームは若くしてクリュニー修道士になり、ラ・シャリテ・スユル・ロワール修院長を経てクリュニー修道院長に迎えられた。派手好みで豪華な生活を愛した彼は、クリュニーを貴顕の社交場にすることを考えていた。リヨン公会議終了直後にインノケンティウス四世とルイ九世はクリュニーで会見し、シャルル・ダンジュとプロヴァンス伯の娘ベアトリクスとの婚約が合意された（一二四五年）。翌年の復活祭に両者は再びクリュニーで相まみえた。クリュニーを愛したルイ九世は、十字軍出立前に母后ブランシュ・ド・カステイユと連れ立

ってクリュニーに三度目の訪問をした（一二四八年）。ギヨームは王家の威光を背に教皇との友誼を深め、教皇特許状を入手して院長権限の強化をはかった。彼の十三年に及ぶ在任期には、院長の専権が増大し、改革規則や改革教書はその効力を殆ど喪失したといつてよい。

インノケンティウス四世のクリュニー訪問の直後に、ギヨームは教皇に宛てた書簡のなかで、クリュニーにおいて毎日同教皇のためにミサを捧げ百名の貧者給養を義務づけたこと、また教皇の死後にも周年記念禱と貧者給養を引続き行うことを述べている<sup>15</sup>。これにたいしてインノケンティウス四世は、従属院長が終生クリュニー院長に服従の義務を負い《*usque ad mortem obedientiam manulem*》彼から祝福を受取ることを、クリュニー院長は従属院長を自由に任免しうることを確認した。「民衆は一人の指導者のもとで繁栄を享受し、複数の指導者のもとでは衰退するのが常であったから<sup>16</sup>」と教皇は述べている。さらに同教皇はギヨームにたいして、年サンスの納付を怠り、債務を返済しない修院長を召喚して役職から追放する権利を認めた<sup>17</sup>。死の直前にはギヨームを教皇公証人（*notarius apostolicus*）に任命した<sup>18</sup>。歴史の歯車は逆転したのである。次代のアレクサンデル四世とギヨーム三世の間係も良好であった。教皇は十六通の文書を発給してクリュニーの特権を確認したが、この中にはギヨーム個人の権限強化に言及したものが少なくない<sup>19</sup>。修院長・修道士はクリュニー院長にのみ服従誓約を行

うこと、クリュニー院長には修院長の懲戒権・追放権が認められること、修院長・修道士はあらかじめクリュニー院長と協議することなしには訴訟をおこせないこと、クリュニー院長はこれまで通り修院長の自由任免権を所有すること、修道会内で発生した訴訟はすべてクリュニー院長と判事の面前で裁決されることなどが確認された。その上に、グレゴリウス九世の改革勅書がクリュニー修道会で不評であるとの理由から、アレクサンデル四世はギヨームにその適用免除の特権を与えた<sup>20</sup>。「聖ベネディクトの戒律の本質に由来しない」《*de substantia Regulae non existunt*》規約についてはその適用が免除されるのであり、たといクリュニー修道士がその規約に違反しても責任が問われることはないのである。教皇の一連の改革はここに至って失効したといえよう。

ギヨーム三世は、在位なかばでクリュニー院長を辞め、ギリシアのオレノス司教になって転出した。異国趣味もあるうが、彼の気紛れがなせるわざであろう。ギヨームは精神的にも物質的にも多大な負債を修道会に残した。彼のあとを継いだ五名の修道院長はすべてブルゴニーの出身である。このうちの一人、イヴ二世（在位一二七五―八九）は、一二七六年に全文十八条からなる改革規則を制定したが<sup>21</sup>、ここには制度・組織改革への言及はもはやみられない。彼はその第一条で、修道会において効力をもつ法源を三つあげている。聖なる父祖（ユー



グ一世までのクリュニー修道院長)が定めた規則、聖ベネディクトの戒律、そして修道会総会の制定規則がこれである。ここには四十三年前にグレゴリウス九世がクリュニー修道会に交付した改革教令についての言及はない。全般的に違反者にたいする制裁規定が増加しているのも一つの特徴をなしており、これは修道会士のあいだに犯罪や違反行為(暴力、陰謀、反抗、シモニア)が増大していた事実を裏書するものといえよう。注目すべきは第十三条である。修院長及び修道士が外部の聖職者や俗人に修道会財産を委託管理すること《*deposita de bonis Ordinis nostri*》を厳禁した規定である。ギヨーム三世のときにこうした事例が増したのであり、本条文はそれにはたいする規制の強化を打ち出している。半年前に遡る財産の委託行為は無効であり、委託者は破門に処せられた。死のまぎわに罪が発覚した場合には、彼の遺骸は修道院墓地への埋葬を拒否されるが、「埋葬後に彼の罪が明らかになったときには、その遺体と骨は掘り出されて共同墓地の外に投げ棄てられる」と警告が発せられた。修道院及びその所領が修道士以外の者にベネフィスとして譲渡され、貸与され、請負いにだされることは、すでにユーク五世の補充規則がこれを禁止していた(第二十一条)。グレゴリウス九世の改革教令もまた修院長のポストが、修道会の司祭修道士以外の者に委ねられることを禁じていた。この禁令を事實上解禁したのがほかならぬギヨーム三世であった。多額の出費と債

務をカバーすべく、彼は少なからぬ支院を第三者に委ねたからである。ギヨーム三世の辞任直後に召集された修道会総会は、彼がラングル司教の兄弟である大助祭に一時的に譲渡した二つの支院(トロワ教区のマルジェとモンティレの二院)の回収を断念せざるをえなくなったと述べている<sup>(23)</sup>。その理由は「大助祭と彼の一族の権勢のゆえである」<sup>(24)</sup>。一二六〇年の修道会総会の判決の一つは、第三者との間の用益権貸借契約の取消しに関するものであり、貸与された修道院とその付属所領の悲惨な状況を伝えている。「リヨン管区には、修道院長ギヨームの同意によって俗人が保有し、宗教面で荒廃している多数の修道院がある。建物は崩壊し、領地は荒れはてて分散している。他の物的側面についても管理は最悪の状態にある」<sup>(25)</sup>と。ギヨーム三世の反動的な修道会統治とその負の遺産に危機感をつのらせたのは、抑圧されていた修院長たちである。彼らがクリュニー院長の専断と権限の強化に対抗するために拠り所としたのは他ならぬグレゴリウス九世の改革教書であった。ギヨーム三世を継いだイヴ一世、イヴ二世の在位期(一二五七―一八九)に、修院長たちは権利回復のための熾烈な闘いを繰広げたのである。

(1) SCV, I, 15-19.

(2) *Ibid.*, 20-40. 関口武彦「クリュニーと改革教皇権」『西洋史研究』新輯第二

- 十五号(一九九六年)一一三〇頁と一三頁以下。
- (3) SCV, I, 40-52a° 1200), 52-60(ann. 1205-06).
- (4) *Ibid.*, 41. cf. U. Berlière, "Innocent III et la réorganisation des monastères bénédictins", *Revue Bénédictine* 32(1920) 22-42, 145-59.
- (5) 十三世紀以降のクリュニー修道会の制度・組織化については、前掲のウ・メルヴィルの論文のほか以下の研究を参照された。A. Bruel, "Les Chapitres Généraux de l'Ordre de Cluny depuis le XIII<sup>e</sup> jusqu'au XVIII<sup>e</sup> siècle, avec la liste des Actes des Chapitres qui se sont conservés jusqu'à nous", *Bibliothèque de l'École des Chartes* 34(1873) 542-79; A. H. Bredero, "Comment les institutions de l'Ordre de Cluny se sont rapprochées de Cîteaux", dans: *Istituzioni monastiche e istituzioni canonicali in Occidente(1123-1215)*, Atti della settima settimana internazionale di studio, Mendola, 28 agosto-3 settembre 1977. Milano (1980) 164-202.; A. Wilmart, "Les établissements de l'Ordre de Cluny à la fin du moyen âge", *Annales de l'Académie de Mâcon* 22(1922-23) 375-405; F. Neiske, "Reform oder Kodifizierung? Päpstliche Statuten für Cluny im 13. Jahrhundert", *Archivum Historiae Pontificiae* 26(1988) 71-118; F. Cygler, "L'Ordre de Cluny et les 《Rebelliones》 au XIII<sup>e</sup> siècle", *Francia* 19(1992) 61-93.; J. Oberste, "Ut domorum status certior habeatur... Cluniazensischer Reformalltag und administratives Schriftgut
- im 13. und frühen 14. Jahrhundert", *Archiv für Kulturgeschichte* 76(1994) 51-76.; id., "Contra prelatos qui gravant loca et personas ordinis. Bischöfe und Cluniazenser im Zeitalter von Krisen und Reformen(12./13. Jahrhundert)", in: G. Constable, G. Melville, J. Oberste(Hrsg.), "Die Cluniazenser...", 349-92.; F. Neiske, "Das Verhältnis Clunys zum Papsttum", in: *ibid.*, 279-320.
- (6) 'ut nonnisi tales recipiantur in monachos qui apti sint servitio Dei et non onerosi fratribus, et utiles monasterio'; SCV, I, 42.
- (7) 'nobilibus et utilibus personis, ...illis conversis, qui apti et necessarii sint ad agriculturam'; *ibid.*
- (8) 'Sed si quis sponte quicquam abulerit, non respatur ejus devotio'; *ibid.*
- (9) 'nos qui sumus in Capitulo generali definitores constitui, statimus ut ...'; *ibid.*, 55.
- (10) *COD.* 240-41. cf. R. Foreville, *Latron I, II, III et Latron IV*. Paris 1965, 353-54.
- (11) *Ibid.*, 242. cf. *ibid.*, 354.
- (12) *BOC.* 109.
- (13) F. Neiske, "Reform oder Kodifizierung? ...", 81-94.; *BOC.* 110-11.
- (14) 'cupientes deformatum ordinem reformare, et instaurare collapsum'; *BOC.* 110.

- (15) *BC*, col. 1514.
- (16) *BOC*, 116-17. 'cum populus sub uno Rectore prosperare consueverit, et cadere sub diversis.' : *ibid.*, 117.
- (17) *C*, n<sup>os</sup> 4921, 4924, 4926.
- (18) *C*, n<sup>o</sup> 4967 (note 1). アレクサンデル四世もまたギヨームを教皇公証人に任命した<sup>①</sup>。cf. *BOC*, 124-25 (a<sup>o</sup> 1255).
- (19) *C*, n<sup>os</sup> 4971-86, spécialement, n<sup>os</sup> 4972, 73, 82, 84, 85.
- (20) *BOC*, 125.
- (21) *SCV*, I, 60-65.
- (22) 'Quod si post sepulturam ipsius in noticiam venerit, ejus corpus vel ossa exhumentur et projicientur extra cimiterium' (art. 13) : *ibid.*, 64.
- (23) *SCV*, I, 240 (a<sup>o</sup> 1259).
- (24) 'propter suam potentiam et suorum' : *ibid.*
- (25) 'In provincia ista[sc. Lugdunensis] sunt multe domus que a laicus detinentur ex concessione Guillermi Abbatis, que destruantur in spiritualibus et corrunt edificia et possessiones destruantur et distrahantur et in aliis temporalibus pessime gubernantur.' : *SCV*, I, 248 (a<sup>o</sup> 1260).

## 二 フィリップ四世期（一二八五—一二九四）の クリュニー修道会

クリュニー修道院長と対立した修院長のなかでも六名（うち一人はイギリス管区に所属）はとくに強硬であった<sup>①</sup>。彼らは修道会の運営改善をクリュニー院長に再三要求したのみか、グレゴリウス九世の改革勅書の完全実施を教皇に請願した。イヴ二世がこの六名の修院長を罷免したために、彼らはローマに上訴した。教皇ニコラウス四世は当該争訟の原因をクリュニー院長の専権にありと認定し、院長が修院長のそれぞれにたいして百二十リーヴルの賠償金とローマでの訴訟費用二百リーヴルを支払うように命令した（一二八九・八<sup>②</sup>）。半月後に教皇はクリュニーに改革教令を交付している（一二八九・九・一一<sup>③</sup>）。ニコラウス四世はグレゴリウス九世の後継者をもって任じ、修道会に秩序をもたらすことをおのれの使命と見做していた。本教令で扱われている問題は多岐にわたるが、教皇の最大の関心事は修道会の組織改革、とくに中央機関の整備にあった。当該勅書によって、判事団の地位と権限が明確に定まったといつてよい。教皇が任命する四名の委員（二名の枢機卿と二名のクリュニーの従属院長からなる）は、次回総会において十五名の判事を指名する<sup>④</sup>。この十五名は、総会終了前に同数の後継判事を指名しなくてはならない。クリュニー院長と他の総会出席

者は判事の選人から除かれた。巡察使の任命も判事団の権限事項であり、巡察使はもっぱら判事団にたいして責任を負った。判事団 (*diffinitorium*) は裁判権に加えて立法権をも所有し、彼らの決定は制令 (*statuta*) あるいは一般決議 (*diffinitiones generales*) と呼ばれた。これ以後「判事は制定する」(*Diffiniores ordinant quod*)「判事は決定する」(*Diffiniores diffiniunt quod*) の定詞が普及していく。一三〇一年にクリュニー院長ベルトラン・デュ・コロンビエが制定した改革規則は、その序文において「我が判事団の助言にもとづいて」(*de consilio diffinitorum nostris*) 当該規則を制定すると述べている。<sup>6)</sup> 常設判事団の地位がここに確立したのである。

他方では教皇の干渉権の強化がすすんだ。修院長のポストが空位になって六ヶ月が経過したときには、教皇みずからその後継者を任命できると規定された。画期的なのは修道士に上訴権が与えられたことだ。前世紀のアレクサンデル三世以来、クリュニー院長の懲戒権は自明のこととされ、これにたいする修道士の上訴は禁止された。<sup>7)</sup> 第三ラテラノ公会議 (一一七九年) のカノン第六条も修道士と律修参事会員の上訴を禁じている。<sup>8)</sup> インノケンティウス三世がクリュニー院長に宛てた書状は、上長への服従を最重要の徳目と見做した『聖ベネディクトの戒律』と修道会の掟則を理由に、修道院長の懲罰権を正当視し、これが「上訴によって妨げられることはなく」(*sublato appellacionis*

*obstaculo*) と述べている。<sup>9)</sup> 改革教令を制定したグレゴリウス九世も修道士の上訴権は認めなかったし、ウルバヌス四世もまた同じであった。<sup>10)</sup> これにたいしてニコラウス四世は修道院長の横暴な振舞いとその弊害について熟知していたので、次のように定めた。「クリュニー修道院長は、修道会、大修道院、小修道院の利益のために正当な理由があって上訴する者を破門、投獄、拘禁してはならない」<sup>11)</sup>。教皇はクリュニー院長の懲戒権の濫用を戒めたのである。しかしその一方で、修道士が「些細な理由によって」(*pro causis levibus*) 上長を安易に告訴することもまた禁じている。

ベルトラン・デュ・コロンビエは「追加規則」(一三〇七—〇八) のなかで、クリュニー修道会における修道院長・役職者の階級序列を詳細に定めた。席次は修道会総会の際に修道院聖堂、回廊、集会室、食堂において厳守されねばならないのである。すなわちクリュニー院長を中心にして、一方の側には四名の大修道院長 (モワサック、ポールザ、ティエの院長) が、他方の側にも四名の大修道院長 (フィジャック、モンティエルヌフ、ポーリユー、モザックの院長) がこの席順を守って席を占める。八名の大修道院長の隣にはクリュニーの院長代行 (*prior major*) と副院長 (*prior claustralis*) が着席する。この両名は五娘院 (*quinque prioratus*) の院長よりも上席を占める。五娘院の院長のあいだにも序列がある。院長代行の次の席には、ラ・シヤ

リテ、スヴィニー各修院長が、クリュニー副院長の隣には、ルーイス、サン・マルタン・デ・シヤン、ソークシランジュ各修院長が席を占める。席次は母院以外の修道院に役職者が滞在した際にも守られねばならない。制定規則は、母院のすべての役職者、五娘院以下の修院長、管区長 (camerarius provinciarum)、巡察使 (visitor) をはじめとして修道会の役職者の席次を詳細に定めた<sup>13)</sup>。形式的にみるならば、クリュニー修道会の制度・組織及び修道士間のヒエラルヒーの整備は、十四世紀初頭にその完成の域に達したといつてよいであろう。

司教区の組織が整い、司教が教区の司牧に専念するようになれば、司教の教区巡察や教会会議への聖職者の招致をめぐって修道院の利害と衝突する可能性が生まれよう。十三世紀には、修道院と司教権の対立や紛争が各地で頻発し、激化した。これにたいする修道院側の対応は、教皇に上訴して旧来の特権を再確認してもらうか、あるいは司教の執拗な要求に一定の譲歩を示しながら協定に漕ぎ着けるかのいずれかであった。多くの修道院は後者の道を選んだ。一例としてスペイン管区のケースを取上げよう。管区長のナヘラ *Najera* 修院長と教区司教のカラオツラ *Calahorra* 司教のあいだには、巡察・接待費用をめぐって長年争いが絶えなかったが、一二三三年にブルゴス司教の調停によって漸く両者のあいだに協定が結ばれた。その内容は以下の通りである。

(1) 司教が就任後、最初にナヘラ修道院を訪問したとき、また司教が聖庁あるいは王宮からの帰途に同院に立寄ったときには、修道士は「威儀をただした行列を組んで」《*cum sollemni processione*》司教を迎えなくてはならない。さらにナヘラ修道院は司教にたいして年一回、接待費用《*canonica portio*》を負担すべきである。(2) ナヘラ修道院傘下の三支院は、年一回の司教巡察の際には、接待費《*procuratio*》として各院当り馬匹二十頭分の秣を提供しなくてはならぬ。(3) 同司教はナヘラ修道院傘下のすべての支院から十分の一税の三分の一を要求できる。(4) ナヘラ修道院傘下のすべての修道院・教会に係属する在俗聖職者は、同司教の裁治権下におかれる<sup>14)</sup>。明らかにように修道院は司教権にたいして大幅な譲歩を示している。とくに司教が修道院配下の小教区《*parochia*》の聖職者を掌握した点は注目されよう。

司教の圧力が増大しつつあった様子を、一二四五年のインノケンティウス四世のクリュニー宛特許状が物語っている<sup>15)</sup>。これはクリュニーの免属特権を侵犯した高位聖職者にたいする警告でもあった。修道士を強制的に教会会議に動員し、修道院長の許可なしに修道院でミサを執行し、修道士に服従を要求し、修道院内で勝手に裁治権を行使して聖務禁止や破門を宣告する司教が少なからずいたのである。スペイン管区では、一二三三年の協定締結後にも修道院と司教のあいだにいざこざが絶えなかった。一二六四年の修道会総会では「スペインの高位

聖職者の悪意」《*malitia prelatorum Hispanorum*》に対抗するために、ローマ教皇庁に訴訟代理人《*procurator*》が派遣されていたことが報告されている。<sup>16)</sup>

フィリップ四世期には、修道会から離反して司教権に服属する修道院が跡を絶たなかった。とくに遠方の管区でかかる動きがみられたのである。たとえば一二九一年の修道会総会では、イギリス管区において、サン・マルタン・デ・シヤン傘下の二つの支院、セント・ジェームズとバーンステイブルがエクセター司教の巡察をうけいれて「クリュニー修道会への従属から離脱し」、<sup>17)</sup> 同司教に「手による服従」

《*manualem obedientiam*》を行ったことが問題になった。さらに一三〇八年の総会では、同管区において「修道会への服従から完全に逃れた多数の修道院が教区司教に服属している」<sup>18)</sup> 事実を嘆いている。こうした動きはもちろん大陸においても進行していた。一三〇〇年五月に開催された修道会総会では、修道会の自由と権利を侵害している司教権にたいして、判事団は次のように現状を総括した。「多数の教区司教がクリュニー修道会の大修道院長、小修道院長、そして他のメンバーを人的にも物的にも様々な方法で苦しめ煩わしている。すなわち修道会の承認された自由と権利と慣習に対抗し、彼らから不要かつ不当な接待費を要求あるいは強奪し、出席する義務がないにもかかわらず彼らを教区会議に召集している。当修道会所属の小教区内に礼拝堂を建て、

また建てることを認可し、クリュニー会士が所有する教会や礼拝堂を奪い、あるいは他の人物をして奪わせ、クリュニー会士のベネフィスを在俗聖職者に委ねている。さらに特権を無視して当修道会の修道士や助修士を召喚し、出頭を拒否すれば彼らを破門し、その上当修道会他の権利と自由を奪っている。要するにクリュニー会士を完全にものに服従させようと努めているのである」<sup>19)</sup> と。クリュニー院長ベルトランは、翌年に制定した「改革規則」第九十三条において、各管区に訴訟代理人《*procurator*》の設置を義務づけた。<sup>20)</sup> 激増する訴訟問題を担当する専従の法律家が不可欠になったのである。

フィリップ四世期には、修道会にとって司教以上にてごわい相手が登場した。枢機卿である。枢機卿による修道院の所有は後世に大きな災いをもたらすことになるが、修道会総会でもその弊害がしばしば指摘された。枢機卿がクリュニーの従属院を保有するケースが資料で最初に言及されるのは一二九〇年である。オステイアの司教枢機卿が保有するヴィエンヌ教区の二つの支院、テルネTernayとアルタスAltasの返還を求める総会決議がなされた。<sup>21)</sup> 一三〇一年の修道会総会では、ロンバルディア管区の拠点修道院ポンティダPontidaの現状について懸念が表明された。同院は枢機卿グリエルモ・デ・ベルガモが保有しているもので、巡察使は立入ることができない。「そのために同院が将来、修道会への従属から引離されるのではないかと憂慮されている」。<sup>22)</sup> 一

三一〇年の総会では、枢機卿レモン・ド・ゴリが保有するレ・ゾーマド修道院（アプト教区）を巡察使が訪問できないことが問題になった。修道院長は枢機卿だけに釈明の義務があると主張して、巡察使の来院を拒否したからである。同枢機卿は教皇ボニファティウス八世の甥にあたり、レ・ゾーマド以外にもグラザックGrazac（ル・ピュイ教区）、ナヘラNajera（カラオツラ教区）の両院を「教皇の同意を得て」《concessionem Summi Pontificis》保有していた。<sup>(23)</sup> いったん高位聖職者にベネフィスとして与えられて修道会の手を離れた支院は、これを取戻すことが困難であり、巡察使の立入りも難しかった。一三一〇年から一三二四年までの定例総会において、前述のレ・ゾーマド修道院についての報告がみられる。一三一〇年、一三二一年には、枢機卿が保有しているために巡察は行われなかった。一三二二年には枢機卿の甥が保有しており、巡察はなされていない。一三二三年にはあらたにレクタール司教が保有するところとなったが、このときにも巡察は行われていない。翌年も同様であった。

すでに述べたように、ユーク五世およびグレゴリウス九世は、クリュニー会士以外の者に支院の管理を委託したり、支院をベネフィスとして与えることを固く禁じた。ニコラウス四世もまたその改革勅書の中で、支院や附属農場をクリュニー修道会の司祭修道士以外の者に委

ねてはならないと主張した。<sup>(24)</sup> この禁令を公然と無視して、おのれの一族や寵臣、利用価値の高い人物に惜しげもなく修道院を与えたのはボニファティウス八世である。教皇が甥の枢機卿にクリュニーの支院をベネフィスとして与えたことは前述したが、一二九五年には、クリュニー修道院長ベルトランの選出確認の対価として、長年教皇の礼拝堂付司祭を務めた寵臣アンリ・ド・ヴィラールにたいしてトゥール貨五百リーヴルの定期金の支払いを命じている。<sup>(25)</sup> ボニファティウスの利己的動機と無定見ぶりをしめすのは、フィリップ四世の書記長ピエール・フロットの息子アルトー・フロットへのベネフィス授与であろう。これは政敵コロナ家との戦いに際して、国王側近の支持をとりつけるための措置であった。教皇はアルトーのために実入りのいい支院の一つを差出すようにベルトランに要求した。アルトーが厚かましくも所望したのは、五娘院の一つ、パリのサン・マルタン・デ・シャンであった。ボニファティウスもさすがにこの望みを叶えてやるわけにはいかなかったが、アルトーが他のベネフィスで満足するまで毎年千五百リーヴルの定期金の支払いをクリュニー院長に命じたのである。<sup>(26)</sup> もはや年齢や品級とはかわりなく、たとい俗人であっても修道院を保有できることを教皇みずからその命令によって示したといえよう。しかしながら政治的状况が変化すれば、ボニファティウスの態度も一変する。ボニファティウスが周知の教勅「アウスクルタ・フィリ」

《Ausculia filii》（一三〇一・一二）を發布して俗権にたいする教権の優位を改めて主張すると、ピエール・フロットはすかさずにせの教勅「デウム・ティメ」《Deum time》を流布させてこれに対抗した。教皇とフランス政府の関係は緊迫した。半年後にピエール・フロットがクルトレで戦死すると（一三〇二・七）、教皇はフロット一族との関係を断ち切り、一切の優遇措置を撤回した。アルトール・フロットからベネフィスを取上げるようにクリュニー院長に要求し、彼が命令に従わないときには院長解任もありうると脅している<sup>28</sup>。

修道会の財政にとって一層重圧的だったのは教皇課税である。シチリアや聖地での戦い、コロンナ家との抗争は、ボニファティウスに多額の出費を強いた。一二九八年十月に、教皇はフランスのすべての高位聖職者にたいして資金援助を呼びかけている。クリュニーは、フィレンツェ商人のスピニ家から一万フロリンを借入れて教皇に送金した。ボニファティウスは「父の費用を負担し、父の蒙った不正にたいして復讐する紛う方なき息子」とクリュニーを称えたが、もちろんクリュニーは単独でこうした出費に耐えられるわけがなく、母院は借金をつけを支院にまわしたのである<sup>29</sup>。教皇の財政支援要請はその後も繰り返された。たとえば一三〇一年の総会の主要な議題は、ボニファティウスの新たな援助金要請にたいして如何に対処するかであった。総会は結局これに応ずるしか方法はあるまいとの結論に達したが、そこ

には諦めの情がにじみでている。「クリュニー修道会の利益のためであり、至るところで他の教団もそうしているし、またそうしたからである<sup>30</sup>」と。協力を求められた援助金の総額は一万二千フロリンであった。管区長が各管区に分担金の徴収に責任を負うこと、リヨン管区についてはクリュニーの聖具室係<sup>サクリスチヤ</sup>が徴収責任者になること、集められた金額はいったんサン・マルタン・デ・シャンの会計係に送金される<sup>31</sup>ことが取決められた。総会は最後に次の決議をしている。「破門、聖職停止、そしてローマ教皇庁への召喚を回避したいと願うならば、八月一日までに全額を納入しなくてはならない」と。ボニファティウス八世の治世は修道院政策の転換期にあたっている。ベネフィス・課税政策はつづくアヴィニョン教皇期に一段と大規模な発展をとげるのである。ニコラウス四世期まで続いた改革をめぐる真剣な議論も、ボニファティウス八世の登場によって事実上終熄したといつてよいであろう。クリュニー修道会に献身的な奉仕を強いたのは教皇権だけではない。教皇権によって陰に陽に支持されたフランス王権も同様であった。一二三九年にマコン伯領を買収したルイ九世は、クリュニー院長イヴ一世に保護特許状を交付し「クリュニーがつねに王の監督と保護のもとに留まる<sup>32</sup>」ことを約束した。もちろんこれは無償の行為ではなく、国王の政・戦略に資金面で協力することがその条件であった。一二九四年十月に、フィリップ四世は、対イギリス戦争に備えてクリュニー修



道会から二年間、十分の一税の徴収を認められた。その理由は「王国の防衛と繁栄のため、王国の敵対者を駆逐するため」<sup>33)</sup>であり、すでに半月程前にクリュニー院長はその徴収に同意を与えていた。<sup>34)</sup>教会への課税については、すでに第三、第四ラテラノ公会議がその原則を定めている。第三ラテラノ公会議のカノン第十九条は、都市当局が教会に課税し、賦役を課することを原則的に禁止した。ただし司教と聖職者が課税の「必要と有益」《necessarium vel utilitatem》を認め、かつ「俗人の資力だけでは不十分である」《ubi laicorum non suppetunt facultates》と判断した場合には「強制なしに」《absque coactione》<sup>35)</sup>教会は援助金《subsidia》を提供することがありうると述べている。第四ラテラノ公会議のカノン第四十六条も大体同趣旨の規定である。「公共の利益と必要」《utilitates vel necessitates》が予想され、俗人の負担が過重であると判断されたときには、教会は援助金に協力することもある。ただし「ローマ教皇とあらかじめ協議すべきである」《Romanum prius consultant pontificum》という一項があらたに追加された。<sup>36)</sup>つまり教会にたいする課税には、前もって教皇の同意が必要なのである。ところで「公共の利益と必要」は、つねに拡大解釈の可能性を秘めている。王国防衛に必要な戦費ひいては軍事費一般までもがこれに当たると見做されるようになり、最初は例外的、臨時的に課されたタイユはやがて常態化し、規則的になる。「俗人は謙遜に、恭しく、

クリュニー修道会の制度化とその解体——関口

感謝の念をもって補助金を受取らねばならぬ」と述べた第四ラテラノ公会議の規定もいつしか反古になり、国王は当然の権利として援助金を要求するようになった。すでにフランス人教皇マルティヌス四世は、フィリップ三世にたいしてイギリス王と戦うために向こう三年間十分の一税の徴収を認可した（一二九三年）。フィリップ四世期になると援助金としての十分の一税の徴収は常態化し、これにたいして教皇は一貫して同意を与え続けた。第一表について我々は以下の三点を確認

第一表 フィリップ4世にたいする10分の1税の供与（1289—1312）

| 年代   | 課税決定者                          | 課税内容               | 課税理由・目的       |
|------|--------------------------------|--------------------|---------------|
| 1289 | ニコラウス4世                        | 3年間10分の1税          | アラゴン戦争        |
| 1294 | フランスの高位聖職者                     | 2年間10分の1税          | イギリス戦争        |
| 1296 | 同上                             | 同上                 | 同上            |
| 1297 | ボニファティウス8世                     | 2年間10分の1税<br>アンナータ | 同上            |
| 〃    | フランスの高位聖職者                     | 2年間10分の1税          | 同上            |
| 1299 | 同上                             | 同上                 | フランドル戦争       |
| 1301 | ボニファティウス8世                     | 10分の1税             | 国王援助          |
| 1303 | ランス管区の高位聖職者                    | 2倍額10分の1税          | フランドル戦争       |
| 1304 | ナルボンスリヨン・ブルジュトゥール・オーシェ管区の高位聖職者 | 同上                 | 同上<br>貨幣の品位回復 |
| 〃    | ベネディクトゥス11世                    | 2年間10分の1税<br>アンナータ | 貨幣の品位回復       |
| 〃    | フランスの高位聖職者                     | 半額10分の1税           | 同上            |
| 1306 | クレメンス5世                        | 10分の1税             | 同上            |
| 〃    | ルアン管区の高位聖職者                    | 同上                 | 同上            |
| 1308 | クレメンス5世                        | 2年間10分の1税          | 同上            |
| 1312 | 同上                             | 10分の1税             | 国王援助          |
| 〃    | 同上                             | 6年間10分の1税          | パレスチナ十字軍      |

典拠：D.Riche, *L'Ordre de Cluny à la fin du Moyen Âge*, Saint-Étienne 2000, p.466

することができよう。先ず歴代の教皇、王国ないし大司教管区の高位聖職者の協賛により、十分の一税は毎年規則的に徴収された。一二九六年二月に、ボニファティウス八世が教勅「クレリキス・ライコス」《*clericis laicos*》を發布して教皇の同意なしに国王が教会に課税することを禁止したために、一時期、教皇と国王とのあいだに緊張が走ったが、これはその後の国王課税に全く影響を与えていない。二十四年間に賦課された回数十六回にもおよび、三十一年半分の十分の一税が徴収されている。王国から徴収される十分の一税の総額は年平均二十五万リーヴルに達し、これは同時期の王領収入（約四十五万リーヴル）の半分をはるかに上回る額であった。<sup>(8)</sup> 第二に、十分の一税を徴収する目的はいうまでもなく戦費の調達にあり、十分の一税の本来の用途からは完全に逸脱していた。四回はイギリスとの戦争、三回はフランスとの戦争のためである。十分の一税に加えて時折アンナター（初年度納付税）が課されているのも注目されよう。教皇は本税の徴収を王権に委ねたのである。第三に、王権はたびかさなる貨幣改铸のつけを教会にまわした。フィリップ四世は度々貨幣の悪铸をおこなった。国王は、一二九五年に額面価値二ドゥニエのダブル銅貨（実質価値は一・五ドゥニエ）を大量に発行し、また二種のドゥニエ銀貨の交換レート进行操作することによって、一二九六年だけで国庫におよそ六万リーヴルの改铸益金をもたらしたといわれている。<sup>(9)</sup> しかし財政資

金捻出のための悪貨鑄造は結局貨幣制度への信頼を損ない、一国の経済を混乱させただけであった。一三〇二年七月に、フランス軍がクルトレCourtraiの戦いでフランス軍に惨敗を喫してからは、鑄貨の純分や量目の改铸が急務になった。一三〇四年以降は、鑄貨の品位回復のためにしばしば十分の一税が徴収されている。

援助金の要請はフィリップ四世の死後も続いた。アヴィニオン教皇、大シスマ期のアヴィニオン派教皇は国王課税への協力を惜しまなかった。一三一三年から一三五六年に至る四十三年間に、フランス国王が王国から徴収した十分の一税は三十九年分に達した。<sup>(10)</sup> しかし大シスマ期には、王国の教会や修道院の担税能力はすでに限界に近づきつつあった。クレメンス七世は、一三九〇年に半額十分の一税の徴収を布告したが、その際に徴収不能の場合でも、教会のカリス、書物、装飾品を差押さえてはならぬと付け加えざるを得なかったのである。<sup>(11)</sup>

(1) 六名の修院長は以下の小修道院の上長である。Nogent-le-Rotrou, Crépy-en-Valois, Lenton, Saint-Gelais, Saint-Thibaud, Fabas. cf. G. de Valous, *Le monachisme clunisien...*, II, 36.

(2) G. n.° 5362.; G. de Valous, *ibid.* 六名の修院長復位が決ったのはこの二ヶ月後であった (G. n.° 5364)。

(3) BOC, 152-56.

- (4) S. Lorenzo in Damaso, S. Sabina の各司祭枢機卿および Mozac 大修道院長  
と Saint-Leu-d'Esserent 小修道院長の四名が最初の選挙委員会を構成した。  
cf. *ibid.*, 153.
- (5) SCV, II, 140, 160.
- (9) SCV, I, 70.
- (7) C, n<sup>o</sup> 4238(ann. 1170-1180).
- (8) 'ne monachi sive quicumque religiosi, cum pro aliquo excessu fuerint  
corrigendi, contra regularem praelati sui et capituli disciplinam appellare  
praesumant,' (can.6): *COD*, 214.
- (6) *BOC*, 102(a<sup>o</sup> 1207).
- (10) *BOC*, 108(a<sup>o</sup> 1228).
- (11) *BOC*, 132(a<sup>o</sup> 1262).
- (12) 'Statutus praeterea quod Abbas Cluniacensis nullum ex causis legitimis  
pro utilitate ordinis vel Abbatiarum vel Prioratuum appellanem  
excommunicare vel incarcerare seu detinere praesumat.': *BOC*, 156.
- (13) SCV, I, 95-97. cf. G. de Valous, *op.cit.*, 176-78.
- (14) C, n<sup>o</sup> 4541(a<sup>o</sup> 1223.3).
- (15) *BOC*, 114(a<sup>o</sup> 1245).
- (16) SCV, I, 284(a<sup>o</sup> 1264).
- (17) 'a subiectione Ordinis Cluniacensis se subtrahunt': SCV, II, 20(a<sup>o</sup> 1291).
- (18) 'ac jam plures domus se ordinariis submiserunt, que totaliter a subiectione  
Ordinis sunt substracte.': *ibid.*, 264(a<sup>o</sup> 1308).
- (19) 'Quia plerique prelati ordinarii insurgendo contra libertates, jura ac  
etiam consuetudines Ordinis approbatas, abbates, priores et alias personas  
Cluniacensis Ordinis, tam in personis quam in rebus multipliciter  
aggravant et molestant, petendo ac etiam exigendo ab eis procuraciones  
superfluas et indebitas, vocando ipsos ad suas sinodos, cum ibidem venire  
minime teneantur, edificando capellas, infra limites parochiarum dicti  
Ordinis, seu edificari et fieri permitiendo, aut jam factas ecclesias et  
capellanas pertinentes ad personas dicti Ordinis, per se vel per alios  
usurpando et beneficia dicti Ordinis personis secularibus assignando,  
vocando monachos et conversos dicti Ordinis contra eorum privilegia in  
quorum eis super rebus quibuslibet debeant stare juri et eos de facto  
excommunicando, si coram eis noluerint comparere, necnon jura quelibet alia  
et libertates dicti Ordinis usurpando, et ut breviter concludatur, personas  
dicti Ordinis totaliter sue volunt submittere ditioni.': *ibid.*, 161(a<sup>o</sup> 1300).
- (20) *Ibid.*, I, 83.
- (21) *Ibid.*, II, 5(a<sup>o</sup> 1290).
- (22) 'propter quod timetur ne domus a subiectione Ordinis in posterum  
subtrahatur.': *ibid.*, II, 172(a<sup>o</sup> 1301).

- (23) *Ibid.*, II, 295, 298, 301(a° 1310).
- (24) *Ibid.*, II, 295(a° 1310), 313(a° 1311), 334(a° 1312), 341(a° 1313), 364(a° 1314).
- (25) 'Et Prioratus et Decanatus hujusmodi non nisi sacerdotibus dicti Ordinis monachis committantur'; *BOC*, 154.
- (26) D. Riche, *L'Ordre de Cluny*...: 538-39.
- (27) *Ibid.*, 541.; F. Neiske, Reform oder Kodifizierung?..., 105-111.
- (28) *Ibid.*, 110.
- (29) D. Riche, *op.cit.*, 538.
- (30) 'ob quam causam et propter utilitatem Cluniacensis Ordinis, et quia universaliter alii hoc faciunt et fecerunt'; *SCV*, II, 176.
- (31) 'infra primam diem mensis augusti integraliter persolvant, si excommunicationem, suspensionem et citationem ad romanam curiam voluerint evitare.'; *ibid.* なお、アンリ・ド・フォートリエールは、その「改革規則」（一三二四年頃）において、修道院長の債務が返済可能限度を越えないように上限額を定めた（art. 56）。すなわち大修道院長は二百リーヴル、二十名以上の修道士を抱える修院長は百リーヴル、十二名以上の規模の修院長は五十リーヴル、六名以上の規模の修院長は二十リーヴル、六名未満の規模の修院長は十リーヴルを越えて借金してはならない（*SCV*, I, 115）。このような規則が実際には殆ど効果を持ちえなかったこととは今更らうとせむかるべき。
- (32) 'semper in regia custodia et protectione persistens'; *BC*, col. 1519(a° 1258).
- (33) 'pro defensione et felici statu regni nostri et pro reprimendis emulorum et inimicorum ejusdem regni.'; *C*, n° 5402(1294, 10.18).
- (34) *C*, n° 5401(1294, 10.3).
- (35) *COD*, 221.
- (36) *COD*, 255.
- (37) 'praedicti laici humiliter et devote recipiant cum actionibus gratiarum'; *ibid.*
- (38) D. Riche, *op.cit.*, 465.
- (39) *Ibid.*, 468.
- (40) *Ibid.*, 469.
- (41) *Ibid.*, 469.

### 三 クリュニー修道会の解体

アンリ・ド・フォートリエール（在位一三〇八一—一三〇九）からジャン・ダンボワーズ（在位一四八〇—一五一〇）に至るおよそ二百年間に、十七名のクリュニー修道院長が交代した。彼らの殆どすべてが教皇ないし国王の推薦によって修道院長に就任しており、修士の自由

選挙によって選出されたケースは稀である。このうち八名は任期半ばにして院長を辞任した。三人は司教に、二人は枢機卿に、一人はカルトゥジオ会士になって転出した<sup>1)</sup>。教会人にとってクリュニー院長は必ずしも魅力的なポストではなくったのである。一四三八年七月に、シャルル七世がブルジュでオールドナンスとして布告した国事詔書 (Pragmatic Sanction de Bourges) は、ガリカニズムと公会議首位説の理念に貫かれている。このなかで王は、王国の安寧のために功績があり、しかも熱誠溢れる人物が高位聖職に推挙されることに賛意を表している。国事詔書は、それが幾つかの反ローマの規定を含んでいたために教皇の反感を買って一時撤回されたこともあったが、その基本事項はのちのポローニャ協定に受継がれて教皇権からも承認されたのである<sup>2)</sup>。

アヴィニヨン教皇期には、クリュニー修道院長の統治の性格も大きく様変わりした。院長はもっぱらアヴィニオンに定住し、教皇の命令を修道院にとりつぐ存在になった。彼は院長職をベネフィスとして与えられて修道院長食卓分 (mensa abbatialis) を取得するが、司牧に直接関与することはめったにない。しかも多くのクリュニー院長にとって院長職は、彼が保有した多数のベネフィスのうちの一つでしかない。両法博士であったイティエ・ド・ミルマンド (在位一三四二—四七) は殆どクリュニーを訪れたことがなく、代わりに院長総代理

を任命している。空位聖職禄を一時的に管理する (in commendam) 臨時管理者が大修道院長や小修道院長として姿を現わすのは、クリュニー修道会では十三世紀後半からである。臨時管理修道院長 (abbe commendataire) がクリュニー本院で本格的な発展をとげるのは十六世紀以後であるが、すでにその動きはアヴィニヨン教皇期に萌していたのである。

G・シャルヴァンの編纂になる『クリュニー修道会の制定規則、総会、および巡察』に拠りながら修道会の動向を通覧しておこう。本書の第三巻から第五巻までが大体この時代をカバーしている。第三巻(一三二五—五九)には百六通の文書が収められている。定例総会は毎年復活後第三主日 (Jubilae) に開催され、一週間ほど続くのが慣例であった。スペイン、イギリスからの巡察報告は少ない。また戦火を被ったガスコニュの巡察報告も減少傾向にある。この時代には戦争が長期化し、悪疫が蔓延し、凶作が続いた。一三四七年の総会では、黒死病の流行によって巡察報告が提出されない管区が大半を占めたために、判事団は、巡察義務を怠った者は「厳罰に処せられねばならぬ」《acriter puniantur》と総会で決議させた<sup>3)</sup>。一三五七年の総会では、放浪修道士《prowagi》の横行が問題になった。修道院の禁域を離れて気儘に暮らす修道士は、神にたいして大罪を犯しているのみか俗人にとっても大きな躰きになっているという理由から、総会は、彼らを取

締まるために「放浪修道士反対決議」《*Definitio generalis contra gyrovagos*》を採択した<sup>1</sup>。しかし二年後に開催された総会において、フランス王国で猖獗をきわめている戦争と略奪のために、生計を維持できない修院長、托鉢をしながら祖国を放浪する修道士《*vagabundi per patriam mendicando*》のことが話題にのぼっているのはなんとも皮肉である<sup>6</sup>。この年にはイギリス軍がクリュニー近在にも姿を見せるようになり、クリュニーの町、修道院、近郊の要塞の修復と強化が焦眉の急になった。騎士・歩兵・弓兵を雇うために修道院は「はかり知れない出費」《*innumerabiles expensas*》を強いられたと総会記録は伝えている<sup>6</sup>。残された百六通の文書のうち三十七通が総会欠席届であったことから、当時の治安と道路事情の悪さを推測できよう。

第四巻（一三六〇―一四〇八）には五十二通の文書が収録されている。「街道の不穏と危険、敵や盗賊の襲撃のために」<sup>7</sup>（繰返し現われる文言）総会出席や巡察が困難になりつつある現状が報告されている。大シスマ期には、総会出席者は旅行中に敵対陣営の軍隊に襲われる危険もあった<sup>8</sup>。にもかかわらず総会は、毎年復活後第三主日に定例どおりに開催された。出席義務のある修道院長や農場監督が無断で総会を欠席したときには破門を宣告されたが（のちには制裁金として旅費の倍額が徴収された）破門された者は急増している。四十七名（一三八七年）、六名（一三九一年）、二十七名（一三九三年）、十七名（一三

九五年）、三十名（一三九七年）…。一四〇〇年の修道会総会では、十年以上にわたって総会を欠席しているガスコーニュ管区所属の三名の大修道院長（モワサック、フィジャック、ルザの各院長）に破門が宣告された。百年戦争のあいだに、総会出席者は次第にフランス国内の修道院長に限られていく。巡察報告が規則的になされるのは、フランス、リヨン、オーヴェルニュ、そしてプロヴァンスの各管区についてであった。

第五巻（一四〇九―一五〇八）には百十通の文書が含まれている。定例総会はほぼ毎年開催され、復活後第三主日がその開会日であった。無断欠席者の大量破門が続くのも以前と同様である。二十九名（一四三七年）、九名（一四五〇年）、三十一名（一四五一年）、十二名（一四五五年）、四十三名（一四五六年）、二十九名（一四五九年）、十名（一四六〇年）…。一四五一年の総会記録によれば、総会出席者は四十五名、欠席届提出者は三十名、無断欠席者は三十一名であり、欠席者は五十八パーセントに達した。十五世紀に、イギリス管区所属の支院はクリュニーとの絆を断ち切っている。イギリスの支院はイギリス人の総代理によって統治さるべきだというイギリス側の主張に、歴代のクリュニー修道院長が耳を貸そうとしなかったことが離反を加速させた一因であった。一五〇〇年前後のイギリスにはおよそ三十のクリュニーの従属院があり、このうち九院はそれぞれ二十名以上の修道士

を抱え、年収入は二百五十ポンドを越える富裕な修道院であった。<sup>5)</sup>百年戦争終了後にルイ十一世とブルゴーニュ公シャルル勇猛とのあいだに勃発した戦争はマコネ地方を舞台に繰広げられたために、一四七一年、七二年の修道会総会は、オーヴェルニュのラ・ヴァートーシラク La Voûte-Chihac<sup>6)</sup>、ソークシランジユ Sauxillanges の両院に会場をうつして開催された。一四七四年の総会はサン＝マルセル・ア・ディ Saint-Marcel à Die (ヴァランス教区) で開かれたが、一四七三、七五年には総会はもたれていない。

空位聖職の臨時管理は教皇のベネフィス政策に関連し、これは教皇留保権の拡大と並行して発展をとげている。<sup>10)</sup>すでにクレメンス四世は「使徒座において」《apud sedem Apostolicam》空位になったすべてのベネフィスへの任命権を教皇に留保した（一二六五年の教令「Licet ecclesiarum」）。ポニファティウス八世は、クリアの概念を聖座から徒歩で二日の旅程内とし、また聖庁役人のベネフィスにたいしても留保権を適用した（教令「Praesenti」）。初代アヴィニオン教皇クレメンス五世は、聖座で叙階された聖職者のベネフィスが空位になった場合には、理由のいかんを問わず、これを教皇留保権下においた（教令「Esi in temporalium」）。ヨハネス二十二世は、空位ベネフィスが、その大小や所在のいかんにかかわらず、教皇留保権下におかれる

と宣言した（一三二六年の教令「Ex debito」）。しかし同教皇は、司牧義務のあるベネフィスの併有は認めず、司牧義務のないベネフィスも一つだけを残して他はすべて一ヶ月以内に放棄するように命令した（一三二七年の教令「Execrabilis」）。そしてベネディクトゥス十二世の「一三三五年の勅書「アド・レギメン」《Ad regimen》によって、教皇留保権はその完成した姿をとるに至った。すなわち在俗・律修教会の空位ベネフィスは、その大小、司牧義務の有無にかかわらず、すべて教皇留保権下におかれたのである。<sup>11)</sup>

第二表 プロヴァンス管区における臨時管理修道院長の身分別構成(1252-1470)

|           | 枢機卿             | 司教及び<br>在俗聖職者 | 修道院長                     | 俗人           | 合計           |
|-----------|-----------------|---------------|--------------------------|--------------|--------------|
| 1252-1290 | 2               | 4             | 2                        | 2            | 10           |
| 1290-1328 | 8 <sup>*1</sup> | 12            | 1                        | 6            | 27           |
| 1339-1379 | 21              | 1             | 0                        | 0            | 22           |
| 1386-1470 | 31              | 3             | 2                        | 4            | 40           |
| 1252-1470 | 62<br>(62.6)    | 20<br>(20.2)  | 5 <sup>*2</sup><br>(5.1) | 12<br>(12.1) | 99<br>(100)% |

※1 枢機卿の甥1名を含む。 ※2 すべて非クリュニー系。  
典拠：D.Riche, *L'Ordre de Cluny* ..., pp. 296, 429, 435.

第三表 リヨン管区における臨時管理修道院長の身分別構成(1291-1470)

|           | 枢機卿          | 司教及び<br>在俗聖職者 | 修道院長<br>及び修道士             | 俗人          | 合計           |
|-----------|--------------|---------------|---------------------------|-------------|--------------|
| 1291-1345 | 2            | 5             | 2                         | 5           | 14           |
| 1380-1470 | 15           | 1             | 2                         | 3           | 21           |
| 1291-1470 | 17<br>(48.6) | 6<br>(17.1)   | 4 <sup>*1</sup><br>(11.4) | 8<br>(22.9) | 35<br>(100)% |

※1 すべて非クリュニー系。  
典拠：Ibid., pp. 405, 639.

第四表 プザンソン管区における臨時管理修道院長の身分別構成(1297-1454)

|           | 枢機卿          | 司教及び<br>在俗聖職者 | 修道院長<br>及び修道士 | 俗人       | 合計           |
|-----------|--------------|---------------|---------------|----------|--------------|
| 1297-1373 | 2            | 2             | 1             | 0        | 5            |
| 1381-1454 | 8            | 4             | 1             | 0        | 13           |
| 1297-1454 | 10<br>(55.6) | 6<br>(33.3)   | 2*1<br>(11.1) | 0<br>(0) | 18<br>(100)% |

※1 すべて非クリュニー系。  
 典拠：Ibid., pp. 448, 674.

的に増加した。コマンドテールの半数以上が枢機卿によって占められたことは、プロヴァンス、リヨン、プザンソン管区についての最近の研究からも明らかである（第二、第三、第四表を参照）。コマンドテールの一般的な特徴は、彼が院長をつとめる修道院を訪れることはめったにないが、院長収入分だけは取得し（いわゆる不在俸禄制）、おのれの代理を介して修道院を統治するが、自身では修道士の司牧に直接関与することはないという点である。教皇は枢機卿を買収するため

こうして教皇は、おのれの管理下にあるベネフィスを「臨時管理」(III *commendata*) の名目で政治的に利用する機会を手に入れた<sup>12)</sup>。修道院長の聖職

は臨時管理を理由に、在俗聖職者はもちろん俗人にさえも与えられたのである。多数の支院を抱えるクリュニーはおそらく最大の被害者のひとりだったであろう。クリュニーの支院をベネフィスとして獲得したコマンドテール（臨時管理修道院長）はすでに十三世紀半ばに姿を現わすが、アヴィニヨン教皇期、大シスマ期にはその数は飛躍に好んで彼にベネフィスを与えたのであり、それは枢機卿だけに留まらず政治的に重要な人物とのあいだにクリエンテラ関係をつくりだすための手段であったといえよう<sup>13)</sup>。

クリュニー本院において誰が最初のコマンドテールであったかについては、研究者のあいだで意見が分かっている。コナントはジャン・ド・ブルボン（在位一四五六―一四八〇）を、シャニーはジャック・ダンボワーズ（在位一四八〇―一五一〇）を、またシュミッツはジャン・ド・ロレーヌ（在位一五二九―一五〇〇）を最初のコマンドテールと考えた<sup>14)</sup>。いずれにしても十五世紀後半から十六世紀前半のあいだに、クリュニーがコマンドテールの支配下に置かれたことはまちがいのない事実である。ド・ヴァルーヤシャニーは、コマンドテールの支配こそが修道会の崩壊を加速させた一大要因であったと主張した。シャニーによれば、コマンドテールは鉄のマントを着せてクリュニーを窒息させた張本人であった<sup>15)</sup>。こうした通説にたいしては最近批判がだされている。たとえば、P・ラシネの中世ピカルディ地方におけるクリュニーの支院についての研究がそれである。彼は隆盛期・退廃期という歴史区分によってクリュニー修道制を捉える立場に疑問を呈し、修道制の強靱な持続性と外界への適応能力こそがなによりも問題にされねばならないという。当地ではクリュニー会士はシトー会士や托鉢修道士と共存しており、互いに競合関係には立っていない。コマンドテールは



十四世紀に出現し、十六世紀に一般的な普及をみたが、これとてもクリュニー修道制に災厄をもたらしたわけではない。それは支配の安定化と制度化を促し、修道士の個性の開花を可能にした要因であったとラシネは述べている。私自身は、コマンド制を諸悪の根源とみなす通説には賛同しないが、これを活力に富む適応のケースとして積極的に評価する立場にもくみしない。コマンドテールの中には、権力または財力をもって修道院を外界から保護する外護者の役割を果たした人物がいたことは紛れもない事実である。しかしながらラシネも認めているように、コマンドテールの出身地が次第に広域化して任期が短くなり、

交代が頻繁になると、修道院に愛着を抱く者が減少し、彼は修道院をめぐったに訪れなくなる。<sup>17</sup> しかも時代が下がるにつれて貴族出身者の比率が増大し、彼らは実入りの少ない小修道院には殆ど目もくれなくなるのである。ラシネはまた適応の一側面として信心の個人主義化をあげている。彼が言うように、これは中世末期の「近代的敬虔」(devotio moderna)の影響に負うところが少なくないであろう。<sup>18</sup> しかしながら信心の個人主義化は、なによりも団体職務を優先してきたベネディクト修道制の自己否定にはかならない。修道院内部に礼拝堂が多数新設され、共同寝室が仕切られて個室になり、メンサの分割が進んで役僧による自由な資産運用が行われることは、共住制そのものを切崩す重大な変質ではなからうか。ラシネの研究は持続性と適応力を

重視するあまりに、クリュニー修道制の動態把握がややもするとステイックになりかねない危険をはらんでいる。持続性と適応力のベールの下に、修道制の深部において深刻な動揺と変質が進行していた事実を見過してはならないのである。

クリュニー修道院を改革しようとする動きが途絶えたわけではない。コンスタンツ公会議の後に、教皇マルティヌス五世は二人の調査官をクリュニーに遣わし、半年近くにわたって修道生活の実情を調査させた(一四二八年)<sup>19</sup>。この調査は宗教問題よりもむしろ物質上の問題(たとえば食事や照明など)に大きな関心を寄せており、主として教皇権への従属の強化を目的としていたために、修道士の協力を得られずに失敗におわった。三十年後には、ジャン・ド・ブルボンの改革が行われた。<sup>20</sup> ここで論議された項目は多岐にわたったが、肝心のコマンド制については結局メスを入れることができなかった。もとよりコマンド制はクリュニー修道会だけで解決できるような問題ではなかったし、聖職禄併有とともに教皇庁の承認を得ていたからである。クリュニー修道院長自身がル・ピユイ司教を兼任する臨時管理修道院長であった事実を忘れてはなるまい。

世俗の精神を修道院に持ち込んだものに大学教育があった。クリュニー修道院長は、一二七〇年頃に神学を学ぶ修道士のための学寮をパリに設置した。一世紀後にはカノン法学を学ぶ修道士のために、アヴ

イニヨンにも学寮を設けている（一三七九年）<sup>21</sup>。巡察報告では、大学での聴講のために修道院を留守にしている多数の修道士が言及されている。修道院を去って俗界で生活することは、一所止住の原則を一時的にせよ放棄することであり、それは修道士の魂の中に眠っていた徘徊熱を目覚めさせる原因にもなった。修道会総会では放浪学生のことがしばしば話題にのぼっている。しかしそれ以上に深刻な問題を惹き起こしたのは、大学で取得した学位が栄達を保証し、ベネフィス獲得のチャンス修道士に与えたことであった。ジャン・ド・ブルボンの改革規則は、学位を取得した修道士が高位聖職者や有力な俗人のうしろ楯によって修道会でベネフィスを入手することを禁止した<sup>22</sup>。その結果、クリュニー会士の中には、修道会の外部でベネフィスを獲得する者が現れた。ベネフィスの渴望は同僚修道士の妬みと恨みを買ひ、ついには修道士を還俗へと駆り立てた。改革規則がいくら声を大にしてこれを「忌むべき野心」《*dannabilis ambitio*》と非難したところで、<sup>23</sup>こうした趨勢に歯止めをかけることはできなかったのである。

アヴィニヨン教皇期に発展をとげた教皇課税にアンナータと聖職者遺産相続税がある。新司教、新修道院長が教皇・枢機卿にたいして支払うアンナータ（初年度納付税）は、一般に通常確認税（*servitia communia, communis services*）と呼ばれる。教皇による選出確認の

意味をもったからである。さらに教皇・枢機卿のファミリアに配分される小確認税（*servitia minuta, menus services*）が併せて徴収される場合もあった。通常確認税の税額は大体年収の三分の一に相当し、教皇収税吏がいったん査定すると、税額は長期にわたって据置かれるのが普通であった。十四世紀のクリュニー修道院長は、就任時に一律に四千フロリン（二千リーヴル）の確認税を課されている<sup>24</sup>。院長在任期が短いために、確認税は頻繁に課された（一三〇九、一九、二三、四二、四七、五一、六二、六九、七五、八三）<sup>25</sup>。すなわち七十四年間に十回のアンナータが課されており、クリュニーは七・四年ごとに四千フロリンを教皇庁に支払わなければならなかったのである。これがクリュニーにとっていかに大きな財政負担であったかは容易に想像されよう。アンナータを一回で完済するのは難しく、数年を費やして完納したケースも稀ではない。負債の残高は次期院長に繰り越され、許可なく支払いが遅滞したときには延滞金が課された。アンナータの支払いにクリュニー修道院長がいかに苦慮したかを物語る一例を紹介しよう<sup>26</sup>。アンドロアン・ド・ラ・ロッシュは、一三五一年にクリュニー修道院長に選出されると、早速四千フロリンの確認税を課された。ラ・ロッシュ院長は翌年に一千フロリンを、翌一三五三年八月に一千フロリンを支払った。一三五四年四月まで支払猶予が認められたが、期日までに納入できたのは五百フロリンに過ぎなかった。同

年九月まで再度の支払猶予が認められ、当期日までにアステイの商人から二百五十フロリンを用立ててもらった。さらに一三五五年九月末日まで支払いが猶予された。そしてもう一ヶ月後（十月末日）に、同じアステイの商人が五百フロリンを立替えた。翌一三五六四年四月に、アヴィニヨンの一商人が八百二十一フロリン十スー四ドゥニエを用立てている。すなわちクリュニー院長は四年におよぶ六回の分納によってアンナータと延滞金を完納したのであり、支払総額は四千七百一十一フロリン十スー四ドゥニエに達した。十四世紀末にアンナータは半額に減らされたが、それでも完納できないクリュニー院長がいた。バーゼル公会議によってアンナータは廃止されている。

聖職者遺産相続税が本格的な発展をとげたのはやはりアヴィニヨン教皇期である。教皇庁図書館の蔵書構築は、なによりも教皇の聖職者遺産相続権 (*ius spoli*) の発動に負うところが少なくない。たとえば一三三三年から一三五〇年にいたる八年間に、アヴィニヨン教皇の図書館は一千二百冊の稀覯本を手に入れたといわれている。遺産にたいする教皇の干渉に備えるために、高位聖職者のなかにはあらかじめ遺言状作成特権を教皇から入手する者もいたが、これは必ずしも厳守されなかった。クリュニーについて二例ほど紹介しておこう。前述のアントドアン・ド・ラ・ロッシュは、一三六一年にクリュニー院長を辞任して枢機卿に転じた後、一三六九年にヴィテルボで死去した。彼は

生前遺言状を作成してクリュニー修道士を遺産継承者に指定していたが、ウルバヌス五世はラ・ロッシュの死後、直ちに彼の遺産を差押えている。『クリュニー年代記』は次のように言う。「彼はクリュニー修道士をかれの全財産の普遍的相続人に定めたが、教皇ウルバヌス五世は、ローマ教会の必要のために、遺産の一部にあたる一万三千フロリンの全額を受取った」と。枢機卿の蓄財ぶりが知られよう。もう一例をあげる。クリュニー院長ジャン・デュ・パンが一三七四年に死去すると、グレゴリウス十一世は、彼が収集した書籍を相続した上で、他の遺産を三千フロリンの支払と引換にクリュニー修道士が相続することを許した。ジャンを継いでクリュニー院長に就任したジャック・ド・ダマ・コザン（在位一三七四―一八三）が相続税の支払にいかんを苦慮したかは、彼がこれを七期に分納していることから推察されよう。一三七五年十一月に二百フロリン、一三七六年四月に二百フロリン、同年五月に五百フロリン、同年十月に三百二十一フロリン十二スー、一三七九年一月に五百フロリン、同年十月に九百七十八フロリン十六スーを支払って漸くマグロンヌ司教から完済証明書が彼に手渡された。クリュニー院長が支払った相続税の総額は三千一フロリン八スーに達した。一三八二年九月に、ダマ・コザンは通常確認税の支払猶予を認められている。翌年彼が死去すると、クレメンス七世は銀二百二十マルク（約五十キロ）を差押えた。他の債権者

が権利を主張するまえに、いちはやく遺産を確保したのである。クリュニーの支院も教皇の遺産相続権に服したことはいうまでもない。支院長が死去すると教皇庁から直ちに査定人が急派されて、遺産と収入に関する詳細な目録が作成された。支院の場合には、税額は大体二百五十フロリンから一千フロリンのあいだであった。<sup>(8)</sup>

このような徹底した教皇の課税政策と搾取によって、クリュニー修道会は経済的に大きなダメージをうけた。クリュニー修道士数の変動はそれを判断する一つの材料になろう。<sup>(9)</sup> 十二世紀中葉に四百名をかぞえた修道士は、十三世紀から十四世紀半ばにかけて二百八十名から二百名までのあいだを推移している。教皇課税が強化されたアヴィニョン教皇ヨハネス二十二世期にはついに二百名を割り、コンスタンツ公會議の時代には百二十名に減少した。ついで十五世紀第二・四半期になると、修道士数は八十名にまで落ちこんだのである。

(1) G. de Valous, "Cluny", dans: *Dictionnaire d'Histoire et de Géographie Ecclésiastiques*. Paris 1956, cols.96-108.

(2) ブルジュの国事詔書、ポローニヤ政教条約、及びガリカニズム四条項については次を参照。S.Z.Ehler and J.B.Morrall(ed. and transl.), *Church and*

*State through the centuries: A collection of historic documents with commentaries*. London 1954, 112-21, 134-44, 205-08.

(3) SCV, III, 425.

(4) *Ibid.*:504-05.

(5) *Ibid.*:534.

(6) *Ibid.*:535.

(7) 'propter viarum pericula et discrimina et inimicorum et predonum incursus': SCV, IV, 19.

(8) *Ibid.*, 172. 大シスマ期及びバーゼル公会議時代のクリュニーについては以下を参照。J.Leclercq, "Cluny et le Grand Schisme d'Occident", *Revue Mabillon* 32(1942) 119-32; id., "Cluny et le Concile de Bâle", *Revue d'Histoire de l'Église de France* 25(1942) 181-95.

(9) イギリス管区の支院とその動向については以下の研究をみよ。U.Berlière, "Les monastères de l'Ordre de Cluny du XIII<sup>e</sup> au XV<sup>e</sup> siècle", *Revue Benedictine* 10(1893) 97-112.; R.Graham, "The Cluniac Order and its English Province", *Journal of the British Archeological Association* 28(1922) 169-74.; id., "The Cluniac Priory of Saint-Martin des Champs, Paris, and its dependent priories in England and Wales", *ibid.*, 11(1948) 35-59.; R.B.Dobson, "English Cluniac Houses towards the end of their story", in: G.Constable, G.Melville, J.Oberste(Hrsg.), *Die Cluniazenser...*, 559-73.

(10) 関口武彦「ローマ教皇庁と情報」『歴史学研究』第六二五号(一九九一年)

四八一五九頁。

*et permanence d'un ancien ordre bénédictin au nord de Paris*. Bruxelles

(11) L. Cailliet, *La papauté d'Avignon et l'Église de France: La politique*

1990.

*bénéficiaire du Pape Jean XXII en France(1316-1334)*. Paris 1975, 20-

(17) *Ibid.*, 177 seqq.

26.; D.Riche, *L'Ordre de Cluny...*, 549-58. 最重要の勅書 (“Ad regimen”)

(18) *Ibid.*, 277-29.

書’ CIC, II, cols.1266-67 に収録。

(19) A. Vaquier, “Une réforme de Cluny en 1428”, *Revue Bénédictine*

(12) コロンヌ編じゆんは次の研究を参照。G. de Valous, *Le temporel et la*

35(1923) 157-98.

*situation financière des établissements de l'Ordre de Cluny du XII<sup>e</sup> au*

(20) P. Cailliet, “La Décadence de l'Ordre de Cluny au XV<sup>e</sup> siècle et la tentative

*XIV<sup>e</sup> siècle, particulièrement dans les provinces françaises* (Archives de

de Réforme de l'Abbé Jean de Bourbon(1456-1485)”, *Bibliothèque de*

*la France Monastique* Vol. XLJ), Paris 1935, 153 seqq. ; A. Chagny,

(21) *l'École des Chartes* 89(1928) 183-234.

*Cluny et son Empire*. Lyon/Paris 1938, 261 seqq. ; Ph. Schmitz, *Histoire*

(22) U. Berlière, “Les collèges bénédictins aux universités du moyen âge”,

*de l'Ordre de Saint-Benoît*. Tome IV, Maredsous 1948, 231 seqq. ;

*Revue Bénédictine* 10(1893) 145-58. ; G. de Valous, “Un collège

P. Cousin, *Précis d'histoire monastique*. Tournai 1956, 389-91.

clunisien: Le Prieuré-Collège de Saint-Marial d'Avignon”, *Revue*

(13) G. de Valous, *op.cit.*, 164.

*Mabilion* 18(1928) 284-301.

(14) k. J. Conant, *Cluny. Les églises et la maison du Chef d'Ordre*. Mâcon

(22) Statuts de Jean III de Bourbon, art.171: SCV, I, 169.

1968, 127. 参考’ P. Denis et Y. Chaussy, *Marricula monachorum*

(23) *Ibid.*

*professorum. Reformations Abbatiae et totius sacri Ordinis Cluniacensis*.

(24) D. Riche, *L'Ordre de Cluny...*, 471 seqq.

Brepols 1994, IV のコロンヌと同意見。A. Chagny, *op.cit.*, 261. ; Ph.

(25) *Ibid.*, 472.

Schmitz, *op.cit.*, 54.

(26) *Ibid.*, 473.

(15) A. Chagny, *op.cit.*, 274.

(27) *Ibid.*, 474-77.

(16) Ph. Racinet, *Les maisons de l'Ordre de Cluny au moyen âge. Évolution*

(28) *Ibid.*, 474.

クリュニー修道会の制度化とその解体——関口

- (29) *Nam eundem Conventum universalem haereditem omnium bonorum suorum constituit, sed dominus Urbanus V. Papa unam partem recepit propter necessitatem Romanae Ecclesiae etiam usque ad valorem xiii mille florenorum.*; *BC*, col.1672.
- (30) *D.Riche, op.cit.*,475-76.
- (31) *Ibid.*,476.
- (32) *Ibid.*,
- (33) *G. de Valous, Le monachisme clunisien...*, I, 212.

## 結び

一五一〇年から修道会が廃止された一七九〇年までの二百八十年間に十六名の修道院長が交代した<sup>1)</sup>。彼らの殆どすべてがフランスの名門貴族の出身である。一族のあいだで院長のポストが相続されたケースも珍しくない。ギーズ家、ラ・トゥール・ド・ヴェルニユ家、そしてラ・ロシュフコー家がその例である。とくにギーズ家は、ジャン・ド・ロレーヌ（在位一五二九―一五〇）から四代九十二年にわたってクリュニー院長職を独占した。十六名の修道院長のうち実に十名が枢機卿であり、コマンド制はまさにこの時代に牽引として根をおろしたと

いってよい。一五一六年八月にフランソワ一世と教皇レオ十世とのあいだで結ばれたポローニヤ政教条約によって、教皇庁で死去した者のベネフィスを除いて、空位後六ヶ月以内に高位聖職者を指名する権利がフランス国王に認められた。高位聖職につく者は、学識、年齢などに関して一定の条件を満たす必要があったが、王族や高官はその適用を免除されたために、資格要件は事実上骨抜きにされたのである。コンデ公の息子アルマン・ド・ブルボンが弱冠十三歳にしてクリュニー修道院長に就任したのはその好例である。ポローニヤ条約は、フランス革命期まで効力をもちつづけた。

ポローニヤ条約発効後、国王によって最初にクリュニー院長に指名されたのはエマール・ド・グフイエ（在位一五一八―二八）である。フランソワ一世の従兄弟ボワシー枢機卿の兄弟であり、すでにサン・ドニ院長職をはじめとして多数のベネフィスを保有していた。院長就任時にもまた就任後にも彼はクリュニーを訪れていない。かれを継いだのは、国王の重臣であるギーズ公の弟ジャン・ド・ロレーヌであった。二十歳で枢機卿に就任したジャン・ド・ロレーヌに我々はコマンドテールの一典型を認め得るであろう。多数のベネフィスを保有していたジャンにとって、クリュニー院長職は収入源の一つでしかなかった。彼もまたクリュニーには一度も足を運んでいない。彼はランス、ナルボンヌ、リヨンの大司教を兼ね、リュソン、ヴェルダン、メッス、

トゥール、ヴァランス、アルビ、アジャン、ナントの司教を兼任していた。さらに彼は修道生活の経験がなかったにもかかわらず、五つの大修道院長を兼務しており、その中にはゴルズ修道院長も含まれた。

十六世紀後半は宗教戦争と内乱の時代である。クリュニーは、一五六二、六七、七〇年の三回にわたってユグノーに略奪され、甚大な被害を被った。一五〇八年から一五七一年にかけて百五通の修道会関連文書が伝えられているが、その四割を総会欠席届が占めている<sup>2</sup>。この中には臨時管理修院長《prior commendatarius》の欠席届三通が含まれる<sup>3</sup>。自らをプリオール・コメンダタリウスと呼んでいるところから判断して、これが決して貶称ではなくて一般に認知された称号であったことが理解されよう。一五六八年から一六二五年にいたる五十七年間に総会がわずか二回（一五七一、一六〇〇年）しか開催されなかったことは、当時の修道会の混迷ぶりを示すものだ。

十七世紀初頭にサン・ヴァンヌ会とサン・モール会が誕生して修道院改革ののろしをあげると、クリュニー修道会もその影響にさらされた。ギーズ家出身の最後の院長ルイ・ド・ロレーヌ（在位一六一二—二二）のもとで漸く改革の動きが始まった。中心的役割を果たしたのは院長代行のジャック・ド・ヴニ・ダブルズである<sup>4</sup>。改革はサン・ヴァンヌ、サン・モール両会の支援と協力によってはじめて可能だったのであり、改革プログラムが起草された場所はクリュニーではなくて、

パリのカルトゥジオ会の修道院であった（一六二二・三二）。伝統の重圧に喘ぐクリュニー修道会にとって、もはや自力での再生は困難であったといえよう。戒律の厳守を盛込んだ七箇条からなるプログラムは、一六二一年五月に国王の承認を経たのちに、パルルマンによって批准された。これ以後修道士は旧律派と厳律派に分断され、いつ果てるとも知れない憎悪と争訟の渦に巻込まれていった。一枚岩の団結を誇ったクリュニー修道会の分裂である。政界の大立者リシュリュー枢機卿、そしてマザラン枢機卿があいついでクリュニー院長に就任し、強権を発動してクリュニー修道会とサン・モール会、ついでサン・ヴァンヌ会との合同を達成したが、これは結局束の間のエピソードにおわった<sup>5</sup>。党派抗争を鎮めたのは、またしても王権の干渉である。一六七六年三月に国務会議は、旧律、厳律両派がジャン・ド・ブルボンの制定規則（一四五八年）を基礎に一つの団体に統合さるべしとの判決をくだした。同年八月には、この方針に従って半世紀ぶりに両派の合同総会がもたれた<sup>6</sup>。これ以後修道会総会は国王の許可を得て開催され、またしばしば国王は自身の代理を総会に遣わした。クリュニー修道会の王権への屈服である。ルイ十四世がガリカニズム四条項を制定したのは、合同総会の開催から六年経った一六八二年のことであった。

- (1) G. de Valous, "Cluny", dans: *Dictionnaire d'histoire et de Géographie*..., cols.108-135.; M.Pacaut, *L'Ordre de Cluny*. Paris 1986. 377-400.
- (2) Cf. SCV, t. VI(1508-71).
- (3) *Ibid.*, n<sup>os</sup> 504(a<sup>o</sup> 1512), 506(a<sup>o</sup> 1512), 539(a<sup>o</sup> 1525).
- (4) G.Charvin, "Avant-Propos", dans: SCV, t. III(1600-1714), 1-19.
- (5) G.Charvin, "L'Abbaye de l'Ordre de Cluny en France de la mort de Richelleu à l'élection de Mazarin", *Revue Mabillon* 33(1943) 85-124.
- (6) 旧律派と厳律派を比較すると、厳律派の方が動きははるかに活発であった。一六四五年から一六七二年にいたる二十七年間に厳律派の総会は定期的に開催され、厳律派の議事録のみが伝えられている。両派の合同総会がもたれたのは一六七六年であるが、厳律派は独自の評議会 (Diète) をもつことが王令によって認可され (一六八四年)、二年ないし三年に一回、パリのサン・マルタン・デ・シヤンで定例の評議会が開催された。十八世紀になると両派の判事団は別々に行動して固有の決議を行い、各派の議事録が残されるようになる。すなわち対立的共存がルール化されることによって、クリュニーにおける積年の党派抗争は鎮静化したのである。



# L'institutionnalisation de l'Ordre de Cluny et sa désagrégation

SEKIGUCHI Takehiko

(Séction d'Histoire, Faculté de Pédagogie)

クリュニ  
ー修道会  
の制度化  
とその解  
体  
——  
関口

À la fin de l'abbatit d'Odilon et sous celui d'Hugues, il existe tout un groupe de maisons qui constituent l'Ordre de Cluny, quel que soit leur titre. Ce qui les caractérise, c'est l'autorité suprême de l'abbé de Cluny, la similitude de situation juridique, et une volonté d'appartenir à un ensemble. Mais l'Ordre ne se donne guère de véritables structures institutionnelles avant la fin du XII<sup>e</sup> siècle, et c'est seulement au XIII<sup>e</sup> siècle, à partir de l'abbé Hugues V (1199-1207), qu'il acquiert une ferme organisation. Ce qui marque son abbatit, ce sont l'élaboration et la promulgation des statuts qui portent son nom et qui codifient en quelque sorte toute l'organisation administrative de l'Ordre: l'organisation d'un chapitre général annuel, une visite annuelle de l'abbaye de Cluny elle-même, la création de *provinciae*, à la tête desquelles on plaçait des *camerarii*.

Le pape Grégoire IX publia, en 1233, une bulle réformatrice. Par cela, la position des définitors (*diffinitores*) jusqu'alors imprécise devint plus importante, et un office spécial de visiteurs (*visitatores*) fut créé; visiteurs qui étaient élus annuellement par le chapitre général et qui, chaque année, devaient visiter à deux les provinces et faire un rapport au chapitre général de l'année suivante.

Depuis la fin du XIII<sup>e</sup> siècle, le roi de France et le Saint-Siège considèrent de plus en plus les monastères et les moines comme des contribuables auxquels il ne lui est pas trop difficile d'imposer ses fiscalités. Le système de la commende, qui avait déjà commencé à être pratiqué depuis le milieu du XIII<sup>e</sup> siècle, se généralise sous la papauté d'Avignon. On continue à user de cette commende pour récompenser des créatures ou se constituer une clientèle. La commende conduit donc à la non-résidence, en même temps qu'elle facilite et légitime le cumul des charges. Tout cela désorganise la vie religieuse et démentèle les structures monastiques de l'Ordre de Cluny.